

◆財政用語の解説

No	用語	意味
1	財政調整基金	<p>予期せぬ収入減や不時の支出増加等に備え、財源に余裕のある年度に積立てるお金のこと。</p> <p>決算において剰余金が生じた場合、その二分の一以上を財政調整基金として積み立てるか、地方債の繰上償還に充てなければならないと地方財政法第7条に規定されている。</p>
2	前年度繰上充用金	<p>前年度の歳入が歳出に対して不足する場合（実質収支の赤字）に、その不足分を翌年度予算から支出し、補填するお金のこと。その財源としては、翌年度の歳入を充てることとなる。大牟田市では、平成21年度において382,978千円の赤字が出ていたため、この額を平成22年度予算から支出している。</p>
3	標準財政規模	<p>単年度において、経常的に収入が見込まれる市税、譲与税、普通交付税等の一般財源の規模を示した金額のこと。</p>
	財政健全化判断比率	<p>地方公共団体の財政状況が健全かどうかを測る指標のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定されている。下記①～④の4つの指標で構成され、それぞれの指標が一定の基準を超えた場合に、早期健全化団体、財政再生団体の指定を受ける。</p>
	早期健全化団体	<p>財政が破綻する一歩手前の状態にあると判断される地方公共団体のこと。借金返済のための財政健全化計画を作り、外部の財務監査を受ける必要も出てくる。自治体財政健全化法の施行で、平成20年度決算から適用されるようになった。下記①～④の4つの指標のうちどれか一つでも一定の基準を超えた場合に指定される。</p>
	財政再生団体	<p>財政が破綻したと判断され、国の管理下で再建に取り組む地方公共団体のこと。下記①～③の3つ指標のうちどれか一つでも一定の基準を超えた場合に指定される。</p>

①	実質赤字比率	<p>標準財政規模に対する、一般会計等の実質赤字額の割合のこと。</p> <p>(一般会計等とは) 一般会計及び特別会計のうち、公営企業会計、介護保険事業等の各事業の収入をもって費用を賄うべき事業に係る特別会計を除いた会計のこと。</p> <p>(実質赤字額とは) 前年度繰上充用金、支払繰延額（前年度執行した事業で支払いのみ当該年度で行う額）、繰越金（前年度から繰越した事業に係る予算額）の合計額のこと。</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$ <p>※ 市町村は財政規模に応じ 11.25～15%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、20%以上になると「財政再生団体」となる。</p>
②	連結実質赤字比率	<p>標準財政規模に対する、企業会計を除く全会計の実質赤字額と、企業会計の資金不足額の合計の割合のこと。</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{企業会計を除く全会計の実質赤字額} + \text{企業会計の資金不足額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$ <p>※ 市町村は財政規模に応じ 16.25～20%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、30%以上になると「財政再生団体」となる。</p>
③	実質公債費比率	<p>標準財政規模に対する、市債の元利償還金と準元利償還金からその支払いに充当できる財源等を差し引いた金額の割合のこと。この割合が高いほど、公債に係る支出が多いことを示す。</p> <p>(準元利償還金とは) 市債の元利償還金に準ずるもので、公営企業等が起債した元利償還金支払いの財源に充てる、一般会計からの繰出金、負担金等のこと</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{市債の元利償還金} + \text{企業会計等の準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{市債の元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税措置見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{市債の元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税措置見込額})} \times 100 (\%) \text{ の } 3 \text{ ヶ年平均}$ <p>※ 市町村は 25%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、35%以上になると「財政再生団体」となる。</p>

	<p>④ 将来負担比率</p>	<p>標準財政規模に対する、一般会計等が将来負担する金額の割合のこと。この割合が高いほど、将来支出すると決まっている金額が多いことを示す。</p> <p>(一般会計等が将来負担する金額の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市債の総返済額</li> <li>・企業会計等に負担すべき金額</li> <li>・債務負担行為(複数年かけてある事業に支出すると決めた金額)</li> </ul> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る交付税措置見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{市債の元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税措置見込額})} \times 100 (\%)$ <p>※ 市町村は 350%以上になると「早期健全化団体」となる。「財政再生団体」となる基準は定められていない。</p>
5	資金不足比率	<p>公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す指標であり、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合のこと。</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{資金の不足額} (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源とした地方債現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模} (\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額})} \times 100 (\%)$ <p>※20%以上になると、「経営健全化団体」となる。</p>
6	解消可能資金不足額	<p>事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定額のこと。</p>

7	経常収支比率	<p>経常一般財源収入（地方税、交付税、譲与税等）を、経常経費（人件費、扶助費、公債費等）にどの程度割り当てているかを見る指標のこと。この比率が低いほど、臨時的・政策的経費に充当できる一般財源に余裕があることを示す。</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{経常経費充当の一般財源の額}}{\text{経常一般財源収入}} \times 100 (\%)$
8	類似団体	<p>人口と産業構造の2要素の組合せにより、市町村を類型化したもの。大牟田市は「Ⅲ - 1」という型に分類される（平成28年4月1日現在）。類型「Ⅲ - 1」の団体は全国で87団体あり、福岡県内では他に筑紫野市が「Ⅲ - 1」となっている。</p> <p>【「Ⅲ - 1」類型の要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 10万人～15万人</li> <li>・産業構造 産業全体のうち、2次・3次産業の占める割合の合計が95%未満で、さらに3次産業のみで55%以上を占める場合。</li> </ul>
9	超過税率	<p>標準税率（地方税のうち、地方公共団体が税率を定めるにあたり通常よるべき税率）が定められている地方税に、その税率を超えて設定する税率のこと。</p>